

あい愛 ひろば

Vol.40

2012. 11. 1 発行

発行／社会福祉法人桐生市社会福祉協議会
〒376-0006 桐生市新宿3-3-19
TEL.0277-46-4165 FAX.0277-46-4166
ホームページ <http://kiryu-csw.net>



手話ダンスを披露する皆さん

主な内容

- 2
- 3……じぶんの町を良くするしくみ ～赤い羽根共同募金～
- 4……総合福祉センター 障害者支援のあれこれ
- 5……日常生活自立のお手伝い
- 6……であい相談(結婚相談)
- 7……災害ボランティアセンター設置訓練
- 8……今後の事業のお知らせ

10月14日(日)総合福祉センターにおいて、第18回ふれ愛フェスティバルが開催されました。

保健、福祉、医療、生涯学習に関わる団体の皆さんが、活動紹介、物品販売、模擬店を行い、多くの人で賑わいました。天候にも恵まれ、子どもから大人まで楽しめるイベントになりました。

じぶんの町を良くするしくみ

赤い羽根共同募金

地域福祉係

地域福祉を

財政面から支援

今日、急速な少子・高齢化が進行するなかで、住民の福祉に対する意識も変わってきています。

そして、地域の住民みずからが主体的に社会福祉の課題に取り組み、地域における福祉活動が活発になってきています。

このような状況のなかで、共同募金運動は、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「福祉コミュニティづくり」を実現する活動を、住民相互のたすけあいを基調として財政面から支援し、地域福祉の充実と発展を推進する役割を担っています。「じぶんの町を良くするしくみ」をメインテーマに、今年も10月1日から12月いっぱい、共同募金運動を実施していきます。

募金運動のあらまし

共同募金運動は、毎年1回、厚生労働大臣が定める期間内に全国一斉に行われ、各都道府県の共同募金会が主体となり、さらに市町村単位に「支会」が置かれています。

桐生市では、社会福祉協議会に桐生市支会があり、新里町に新里分会、黒保根町に黒保根分会を置いて、共同募金運動を展開しています。

■目標額

11,256,500円

(対前年比△496,900円)

○桐生市支会

9,616,164円

(対前年比△448,736円)

○新里分会

1,358,928円

(対前年比△38,872円)

○黒保根分会

281,408円

(対前年比△9,292円)

■募金方法

「戸別募金」 区別に目標額を設定し、各家庭に協力を依頼して行っています。

「街頭募金」 街角や商店街などで、通行人を対象として行っています。

「法人募金」 自治会関係者の協力を得て、企業、事業所を訪問して行っています。

「学校募金」 保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の児童生徒等に、募金用封筒と赤い羽根を配布し行っています。

「職域募金」 企業、官公庁などで、従業員を対象として行っています。

「イベント募金」 イベントを活用し、その催しに集まる人を対象として行っています。

その他、様々な方法で、各種団体等に依頼し行っています。

民間社会福祉事業に活用します

共同募金運動は、「地域福祉の推進」を図るために、民間社会福祉事業に必要な資金を集める募金運動です。

昨年集めた募金が、今年使われています。桐生市では、私立保育園の施設整備、知的障害者を対象とした学童クラブの送迎用車両整備、身体障害者団体の交流活動、社会福祉協議会が進めるサロン活動や高齢者等の安否を確認する見守り活動などの財源として活用しています。



赤い羽根募金のつかいみち

おながさなせーせー

～配分を受けた団体から～

① 待望の福祉車両を購入

障害児学童クラブ

子どもたちの学校から事業所までの、安全輸送が確保でき、子どもはもちろんのこと、職員・保護者ともども大喜びです。また、送迎時間も短縮され、子どもたちの実質の活動時間が長くなり、今まで以上に充実した活動展開が図れるようになりました。一方、地域福祉活動のための、移動支援サポートへの貴重な車両ともなり、今後のさらなる移動サポートの推進が期待できるところとなりました。

② 防災資機材を備蓄

自主防災会

災害発生時には、自ら身を守るとともに、隣近所の助け合いにより、被害を軽くすることができると言われていますが、地域の関係は希薄になっていきます。そこで、平成21年度に自主防災会を発足し、住民同士の助け合い活動と防災意識を高める取り組みを始めました。このたび赤い羽根募金の配分を受け、災害発生時における応急活動のための

防災資機材を備蓄することができ、防災意識と赤い羽根募金の重要性を再認識しました。防災活動を通じて築かれた

共同募金 変わります

住民の繋がりがや地域の力を、地域福祉活動に結び付けていきたいと思えます。

② 広域配分を厳選

「身近」で「わかりやすい」共同募金運動を目指し、群馬県共同募金会では、「群馬県共同募金会改革協議会報告書」を作成しました。主な見直し改善点は次のとおりです。

なお、平成25年度から適用の予定です。

① 地域配分への

重点移行

群馬県は、他県に比べて地域配分の割合が少なくなっています。

そこで、集まった募金の一定割合以上を、集めた市町村に配分します。

また、配分審査はすべて県で行っていましたが、市町村社協のほか、保育所、学童保育所、市町村域内で活動する団体など地域性の高い施設・団体への配分は、市町村支会で行います。



地域配分への重点移行による広域配分枠の縮小に伴い、事業を厳選します。申請者にとって必要な事業でなく、社会にとって必要ない事業に配分の軸を移します。また、課題解決に即応できるように、配分申請から決定までの時間を縮めます。

③ 配分内容の転換

地域課題の解決に結びつく事業に配分することで、共同募金が「じぶんの町を良くするしくみ」であることを、住民の皆さんに実感できるようにします。

建物・備品などのハード整備については、単に不足を充足するための配分を減らし、少額であっても、地域課題の解決に繋がる事業に積極的に配分します。また、配分上限額を下げ、より多くの課題に対して配分できるようにします。

事業経費配分については、1団体あたりの配分上限額を引き下げますが、1事業あたりの上限を引き上げ、事業企画の幅を拡げられるようにします。

④ 市町村

支会機能の充実

市町村支会に運営委員会を設置し、地域配分の審査体制を整えます。

また、募金と配分とが地域で円滑に循環するしくみを形にすべく、市町村支会ごとに「共同募金推進計画」を策定します。

ひとり暮らし 高齢者年々増加

民生委員調査

毎年6月1日を基準に、民生委員が65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯を個別訪問し、面接により調査を行っており、このたび調査集計結果がまとまりました。その概要は次のとおりです。

■ひとり暮らし高齢者は

総数で、4,968人（男性1,278人、女性3,690人）となっており、昨年度の4,689人から279人の増加、高齢者数に対する独居率は0.6%増加となっています。

■男女比は

男性25.7%、女性74.3%で、本年度も圧倒的に女性のひとり暮らし高齢者が多いが、徐々に男性の割合が増加している。（昨年度は、男性25.0%、女性75.0%）

■年齢別内訳は

男性は「65歳～69歳」(32.3%)、女性は「75歳～79歳」(23.7%)が最も多く、「90歳以上」が男女とも最も少なく、全体の4.0%である。

■健康状態は

「ほとんど病気もなく健康

である」と「何らかの障害や慢性の病気はあるが、日常生活に支障はなく、交通機関等を利用してひとり暮らしで外出できる。又は、隣近所へなら外出する」と答えた人が89.7%を占め、概ね自立した生活を営める状態であると考えられる。一方、何らかの介助を必要としており、「家の中の生活にも何らかの介助が必要で、寝ていることが多い」と答えた人は1.6%(79人)いる。

■日常生活や地域のことです不安に感じることについて、「特にない」が最も多く、27.4%、次いで「体調を崩した時の身の回りのこと」が18.8%(1,520人)と「健康に関すること」18.2%(1,468人)となっている。

赤い羽根共同募金 高齢者見守り活動 に活用

自治会、自主防災会、ボランティアグループなど、地域にお住まいの見守り活動協力者が、定期的にひとり暮らし高齢者等の自宅を訪問するなどして安否を確認する見守り活動を社会福祉協議会は共同募金を使って推進しています。

総合福祉センター

障害者支援のあれこれ

機能訓練

身体障害者の日常生活能力の維持向上、また、自立と社会参加を促進するため、機能訓練を実施しています。

■日時 月曜日～金曜日

■午前の部 午前9時～正午
■午後の部 午後1時～5時

■会場 3階・機能訓練室

■対象者 市内に居住し、次のいずれにも該当する方

①身体障害者手帳を交付されている。

②病院等で行う治療のための機能訓練を終了、又は必要ないため、現在、他の施設、機関で機能訓練を行っていない。

③症状が安定しており、痰の吸引など医療的ケアの必要がない。

④介助者がいなくても、室内の歩行、移動、移乗、立位保持、座位保持、立ち上がりができる。(杖、補装具使用可)



◀ 看護師が指導

障害者生活支援係

⑤自分でトイレを使用できる。
⑥自分又は家族等の送迎で通うことができる。

■訓練内容

①健康チェック

②体操、発声練習、マット運動などの集団訓練

③リハビリ器具を利用した個

別訓練

毎回、看護師が指導して行います。また、月1回嘱託医の診察、月2回理学療法士の指導が受けられます。

■利用料 無料

■申込方法

障害者生活支援係へご相談ください。なお、対象者要件については、その他お伺いすることがあります。

■看護師からご案内

「機能訓練という辛いイメージがありますが、皆さん個々のレベルに応じて、楽しく元気に取り組んでいます。ぜひ一度見学に来てください。」

車椅子の貸出

高齢者の旅行や冠婚葬祭、子どもの骨折など、理由は問いません。また、介護保険などの制度で利用が可能な方は、申請中のつなぎとして利用できます。

■対象者 市内居住の車椅子が必要な方

■貸出期間 1か月間を限度

■利用料 無料

■申込方法

電話で在庫を確認したうえで、ご来所ください。

コミュニケーション支援

聴覚障害者の社会参加を支援するため、桐生市に登録している手話通訳者、要約筆記者を派遣します。なお、要約筆記は、手話の分からない聴覚障害者に、文字によって内容を伝える方法です。

■対象者 市内に居住する聴覚障害者、市内に所在する障害福祉団体

■派遣できる内容

①病院受診や健康に関すること
②官公庁などでの手続き
③就職の面接など職業に関すること
④授業参観など保育や教育に関すること
⑤冠婚葬祭や自治会の会議への参加など、

社会生活で意思疎通、意思伝達の支援が必要なとき。ただし、営利、宗教、政治活動等には派遣できません。

■利用料 無料

■申込方法

原則として7日前までに申請書を提出してください。

障害者ふれあいサロン

お茶を飲みながら話をして、パーパークラフトなどをして交流します。

■日時 毎週水曜日 午後1

時～3時

■会場 2階・障害者生活支援室

■対象者 市内に居住する障害者。交流を希望する市民も参加できます。

■参加費 無料

■申込方法

直接会場へお越しください。

障害者のための教養講座

人間関係、金銭管理など、日常生活の中で活かせることを学びます。

■期日・会場

①11月25日(日)

②平成25年2月24日(日)

1階・101会議室

■時間 午前10時～正午

■対象者 市内に居住する障害者

■参加費 無料。ただし、内容によって実費負担があります。

■申込方法

電話でお申し込みください。

情報バリアフリー

障害者が幅広く情報を得るために、パソコンでウィンドウズ、メール、インターネット